



高齢者階段昇降機設置費用助成

住宅に階段昇降機を設置することにより、転倒防止や介護者の負担軽減の効果が期待できる場合など、在宅生活の継続を目的としてその費用の一部を助成します。

階段昇降機の購入及び設置に要する工事費用

助成限度額 1,332,000円

【対象者】

65歳以上の要介護4または5の方で、次の から の要件すべてに該当する方

足立区に住民票があり、住民登録地に居住している方

日常的に車椅子または歩行器を利用している方

住宅1階での居住が困難で居室が2階以上にあり、階段を昇降する必要がある方

本人または親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）が所有するお家にお住まいの方

介護保険施設または病院等へ入所・入院をしていない方

建築基準法に規定されている書類（ex 昇降機の建築確認済証）の写し等を提出できる方

お住まいの建物によって提出するものが異なりますので、別紙「既存の個人用住宅への昇降機の設置について」をご参照ください。

注意事項

工事着工後の申請は助成の対象となりません。必ず着工前にご相談ください

申請書は、訪問調査後にお渡しします。詳細は裏面をご覧ください

機器の老朽化・破損などに伴う取替え、建物の新築、増築や間取りの変更を伴う改修工事にあわせて設置するものについては助成の対象となりません。

介護保険の負担割合に応じて、原則1割～3割の自己負担があります。（減免あり）

昇降機の設置後の維持修繕、保守点検、撤去等にかかる費用は、すべて申請者の負担となります。

申請日の属する年度内に工事を完了する必要があります。余裕をもってご相談ください。

申請窓口・問合せ先 足立区 高齢福祉課在宅支援係
足立区中央本町1-17-1 北館1階

電話：3880-5257（直通）

FAX：3880-5614

2023.1.1



階段昇降機設置費用助成申請の流れ

事前相談

階段昇降機の設置には必ず事前相談が必要です

- ・ 相談先：高齡福祉課在宅支援係の（以下「在宅支援係」）窓口
- ・ 制度の説明を聞いた上で「受付票」に記入していただきます。

建築確認

建築基準法への適合が必要です（別紙参照）

- ・ お住まいの建物の種類によって、提出する書類が異なります。
- ・ 階段昇降機の建築確認申請が必要な場合、費用が発生します。
- ・ 階段昇降機の設置が可能かどうか事前ヒアリングを行う場合があります。

訪問調査

実際に利用できるか調査します

- ・ 「在宅支援係」「地域包括支援センター」「障がい福祉センターあしすとの理学（または作業）療法士」の各職員と「施工予定事業者」の立ち会いのもと、ご自宅で対象者ご本人の身体状況や昇降機への移動経路を確認します。
- ・ 施工予定事業者は図面ほか、必要な書類を作成してください。
「**建築確認**」に時間を要するため併行して実施します

必要書類が揃い、訪問調査の結果「階段昇降機が必要」と判断された場合

申請書受付

この時点で申請となります

- ・ 「階段昇降機設置費用助成申請書」を受付けます。
- ・ 施工予定事業者は「工事計画書」「図面」「見積書」「工事前写真」など必要書類を在宅支援係へ提出します。

助成決定 工事着工

ここから工事を開始します

- ・ 申請書類受付後、助成または却下の決定を行います。助成が決定した場合は対象者に決定通知書、施工予定事業者へ助成券を郵送します。
- ・ 決定通知書が到着したら、工事が着工できます。

完了報告 支払い

- ・ 工事完了後、対象者から施工業者へ自己負担額を支払います。
- ・ 施工業者は請求書、助成券、工事完了写真等必要書類を在宅支援係へ提出します。
- ・ 在宅支援係から施工業者へ区の助成決定額分を振り込みます。
- ・ 工事完了の検査は原則として写真で確認を行いますが、事業者立会いのもと完了確認の検査を行う場合もあります。

階段昇降機の建築確認等の流れ

1～3号建築物の場合の流れ

建築基準法第6条第1項第1号から第3号に分類される建築物です。

建築確認を証する下記のいずれかの書類をご用意願います。

- ・住宅の確認済証
- ・概要書処分欄に記載（ 1 ）
- ・台帳記載事項証明（ 1 ）

書類はありません

階段昇降機の補助金の申請はできません

書類はあります

検査（完了）済を証する下記のいずれかの書類をご用意願います。

- ・住宅の完了検査済証
- ・概要書処分欄に記載（ 1 ）
- ・台帳記載事項証明（ 1 ）

書類はありません

設置可能性に関する簡易事前ヒアリングを行います。（ 2 ）

- ・階段幅や停止場所の寸法
- ・違法増築等の有無の確認（所有者）
- ・違反部分がある場合の是正対応の可否

書類はあります

階段昇降機設置の確認申請（ 4 ）を提出してください。

建築士等による建築物の法適合性のチェックを行ってください。（ 3 ）

適法です

階段昇降機の確認済証を発行します。

適法ではありません

高齢福祉課の補助金申請の書類に添付してください。

階段昇降機の補助金の申請はできません

4号建築物の場合の流れ

建築基準法第6条第1項第4号に分類される建築物です。



以下の内容を施工者に確認願います。
1. 施工者の責任による安全の担保をお願いします。
2. 昇降機設置後の階段幅を確保願います。



高齢福祉課在宅支援係へ補助金申請ができます。

- 1 概要書処分欄の記載内容又は台帳記載事項証明により、建築物が確認済さらには検査完了済であることを確認します。足立区建築審査課管理係窓口までお越しく下さい。
- 2 調査費用が伴う建築士等による建築物の法適合性チェックの前段階において、区が階段昇降機の設置可能性について所有者へ簡易事前ヒアリングを行います。**建築士等の詳細調査を進めた結果、建築物の違法性が判明し、大幅な是正工事等を行わなければ階段昇降機の設置が不可となる場合もあります**ので、区から所有者へ十分に説明します。
- 3 階段昇降機の確認申請に際して、建築物が確認申請図面と相違ないことを確認する必要があるため、この証として建築基準法第12条第5項による報告又は同等の内容を証する書類の提出が必要になります。この手続きには別途調査費等が必要となります。
- 4 足立区建築審査課、または指定確認検査機関へ確認申請を行ってください。別途設計料、申請手数料等が必要となります。

ご注意：建築物の構造や強度により階段昇降機の設置に適さない場合があります

ますのでご理解賜りますようお願いいたします。